

交付図書の訂正について

令和3年12月9日付けで入札公告を行った「(工事名) 道央自動車道 旭川管内橋梁補修工事」に係る交付図書に一部誤りがありましたので、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格確認申請者に送付いたします。

令和4年 2月14日

契約責任者

東日本高速道路株式会社北海道支社

支社長 長 内 和 彦

【訂正図書】 特記仕様書

※訂正箇所は、別添「正誤表」に記載しておりますので、ご確認ください。

正誤表

工事名)道央自動車道 旭川管内橋梁補修工事

対象	誤	正																		
<p>特記仕様書</p>	<p>24-12-2 種別 検査路撤去再設置工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="286 443 1182 710"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査路撤去再設置工 A</td> <td>橋梁下部工に添架している既設検査路を撤去し、検査路アンカー部の損傷しているコンクリート断面の補修を行った後に再設置するもの。</td> <td>鱒取川橋</td> </tr> <tr> <td>検査路撤去再設置工 B</td> <td>橋梁下部工に添架している既設昇降足場を足場設置のため撤去し、再設置するもの。</td> <td>産化美唄川橋</td> </tr> </tbody> </table> <p>24-12-3 材料 検査路撤去再設置工Aの断面補修に用いる材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-3-4及び3-3-5の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>24-12-4 施工 (1) 検査路撤去再設置工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従うものとする。また、既設検査路の撤去及び再設置時には、既設構造物等へ損傷を与えぬよう注意して施工しなければならない。 なお、再設置に既設検査路が適さない場合、新設の検査路を製作し、設置するものとするが、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。 (2) 検査路撤去再設置工Aの施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-3-6の規定に従わなければならない。</p>	単価表の項目	区分内容	摘要	検査路撤去再設置工 A	橋梁下部工に添架している既設検査路を撤去し、検査路アンカー部の損傷しているコンクリート断面の補修を行った後に再設置するもの。	鱒取川橋	検査路撤去再設置工 B	橋梁下部工に添架している既設昇降足場を足場設置のため撤去し、再設置するもの。	産化美唄川橋	<p>24-12-2 種別 検査路撤去再設置工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1234 443 2123 710"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査路撤去再設置工 A</td> <td>橋梁下部工に添架している既設昇降足場を足場設置のため撤去し、再設置するもの。</td> <td>産化美唄川橋</td> </tr> <tr> <td>検査路撤去再設置工 B</td> <td>橋梁下部工に添架している既設検査路を撤去し、検査路アンカー部の損傷しているコンクリート断面の補修を行った後に再設置するもの。</td> <td>鱒取川橋</td> </tr> </tbody> </table> <p>24-12-3 材料 検査路撤去再設置工Bの断面補修に用いる材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-3-4及び3-3-5の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>24-12-4 施工 (1) 検査路撤去再設置工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従うものとする。また、既設検査路の撤去及び再設置時には、既設構造物等へ損傷を与えぬよう注意して施工しなければならない。 なお、再設置に既設検査路が適さない場合、新設の検査路を製作し、設置するものとするが、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。 (2) 検査路撤去再設置工Bの施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-3-6の規定に従わなければならない。</p>	単価表の項目	区分内容	摘要	検査路撤去再設置工 A	橋梁下部工に添架している既設昇降足場を足場設置のため撤去し、再設置するもの。	産化美唄川橋	検査路撤去再設置工 B	橋梁下部工に添架している既設検査路を撤去し、検査路アンカー部の損傷しているコンクリート断面の補修を行った後に再設置するもの。	鱒取川橋
単価表の項目	区分内容	摘要																		
検査路撤去再設置工 A	橋梁下部工に添架している既設検査路を撤去し、検査路アンカー部の損傷しているコンクリート断面の補修を行った後に再設置するもの。	鱒取川橋																		
検査路撤去再設置工 B	橋梁下部工に添架している既設昇降足場を足場設置のため撤去し、再設置するもの。	産化美唄川橋																		
単価表の項目	区分内容	摘要																		
検査路撤去再設置工 A	橋梁下部工に添架している既設昇降足場を足場設置のため撤去し、再設置するもの。	産化美唄川橋																		
検査路撤去再設置工 B	橋梁下部工に添架している既設検査路を撤去し、検査路アンカー部の損傷しているコンクリート断面の補修を行った後に再設置するもの。	鱒取川橋																		